

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について

市町村は、「施設型給付」「地域型保育給付」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うこととなります。

「確認」を受ける施設・事業者の要件
①都道府県及び市町村から「認可」を受けること
②市町村が定める運営に関する基準を満たすこと

②の運営基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、市町村が条例で定めることとされています。

従うべき基準	「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。
参酌すべき基準	「参酌すべき基準」を十分参照をしたうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に係る基本的な考え方

国基準と本市の実状を検討した結果、国基準を変更する箇所は無いと考えます。

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項 目	国基準（内閣府令より抜粋）	従・参	藤井寺市の考え方
利用定員に関する基準	<p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園は、利用定員の数を20人以上とし、1号・2号・3号認定子どもの区分を定める。 ・保育所は、利用定員の数を20人以上とし、2号・3号認定子どもの区分を定める。 ・幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。 <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ・小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める（C型については経過措置有）。 	従	国基準のとおり

		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ・事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 <p>※3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。</p>		
利用開始に伴う基準	<p>提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意契約 (第5条) (第38条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得る。 ・その際、事前説明を要する事項としては、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。 	従	国基準のとおり
	<p>応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) 第6条第1項 第7条 第39条第1項 第40条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ・施設・事業者は、市町村の行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	従	国基準のとおり
	<p>定員を上回る利用申込みがあった場合の選考 第6条第2項～第5項 第39条第2項～第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。 ・保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。 	従	国基準のとおり
	<p>支給認定証の確認、支給認定申請の援助 第8条 第9条 第50条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行う。 ・施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助する。 	参	国基準のとおり

教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 第15条	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定子ども園は幼保連携型認定子ども園保育要領に基づき、(幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園は幼保連携型認定子ども園保育要領の内容も踏まえる)子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。 	従	国基準のとおり
	子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) 第24条 第25条 第26条 第50条	<p>施設・事業者は、以下のような事項を取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用児童の平等扱い ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用防止。 	従	国基準のとおり
	連携施設との連携(地域型保育事業のみ) 第42条	<ul style="list-style-type: none"> 地域型保育事業を行う事業者は、①保育内容に関する支援、②卒園後の受皿、の観点から、連携施設を設定するとともに、連携内容等を明確にするよう努める。 居宅訪問型保育事業は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設の確保が必要。 利用定員が20名以上の事業所内保育事業は、保育内容に関する支援等については連携協力を求めない。 	従	国基準のとおり
	上乗せ徴収等の取扱い 第13条 第43条	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示し、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない。(第4項の規定による支払いは除く) 	従	国基準のとおり
	特定利用保育・特定利用保育の提供(定員外利用の取扱い)	施設・事業者が、特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によること	従	国基準のとおり

	第35条 第36条 第51条	を基本とする。		
	利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） 第19条 第50条	給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。	参	国基準のとおり
管理・運営等に関する基準	運営規程の策定 第20条 第46条	施設・事業者は、運営規程において、以下の事項について定める。 ①施設・事業の目的及び運営の方針、②提供する教育・保育の内容、③職員の職種、員数及び職務の内容、④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）、⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）、⑥利用定員、⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待防止のための措置に関する事項、⑪その他の施設・事業の運営に関する重要事項	参	国基準のとおり
	個人情報管理（秘密保持） 第27条 第50条	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者は必要な措置を講じる。 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、施設・事業者は、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておく。 	従	国基準のとおり

<p>事故発生の防止、発生時の対応 第32条 第50条</p>	<p>〈事故の発生（再発）防止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること、③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 <p>〈事故発生時の対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと、②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。 	<p>従</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>評価 第16条 第45条</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者が行う。 保護者、特定教育・保育施設の関係者又は外部の評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。 	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>苦情処理 第30条 第50条</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。 施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。 	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>会計の区分 第33条 第50条</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>記録の整備 第34条 第49条</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 施設・事業者は支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備しその完結の日から5年間保存しなければならない。 <p>①特定教育・保育の提供に当たっての計画。</p>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>

		<p>②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録。</p> <p>③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録。</p> <p>④苦情の内容等の記録。</p> <p>⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。</p>		
	<p>管理・運営等に関するその他の事項</p> <p>第21条</p> <p>第47条</p> <p>第28条</p> <p>第29条</p> <p>第50条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、適切な教育・保育提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図る。 ・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。 ・施設・事業者は、利用者支援事業者等、その他施設・事業者等に施設・事業を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与または、收受してはならない。 	参	国基準のとおり